

令和 8 年第 1 回養老町定例会会議録

令和 8 年第 1 回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和 8 年 3 月 4 日第 1 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 令和 8 年度町長施政方針の説明
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第 6 議案第 3 号 養老町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 養老町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9 号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10 号 養老町簡易水道施設整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第 14 議案第 11 号 町道路線の廃止、変更及び認定について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 7 年度養老町一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 7 年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 7 年度養老町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 7 年度養老町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 7 年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 8 年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 8 年度養老町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 19 号 令和 8 年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 20 号 令和 8 年度養老町簡易水道特別会計予算

日程第24 議案第21号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
 日程第25 議案第22号 令和8年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
 日程第26 議案第23号 令和8年度養老町上水道事業会計予算
 日程第27 議案第24号 令和8年度養老町下水道事業会計予算
 日程第28 議案第25号 令和8年度養老町介護保険事業特別会計予算
 日程第29 議案第26号 令和8年度養老町介護サービス事業特別会計予算
 日程第30 議案第27号 令和8年度養老町後期高齢者医療特別会計予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早 崎 百合子

○出席議員

1 番	佐 野 伸 也	2 番	大 橋 みち子
3 番	西 脇 康	5 番	北 倉 義 博
6 番	岩 永 義 仁	7 番	吉 田 太 郎
8 番	早 崎 百合子	9 番	野 村 永 一
10 番	松 永 民 夫	11 番	水 谷 久美子

○欠席議員

4 番 清 水 由美子

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川 地 憲 元	副 町 長	田 中 一 也
教 育 長	早 崎 京 子	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	無 藤 宣 宏	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	中 島 和 哉
総務部税務課長	永 嶺 早 苗	住 民 福 祉 部 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	吉 村 和 人	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	伊 藤 めぐみ
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 技 術 参 事 兼 建 設 課 長	近 藤 晴 彦	産 業 建 設 部 長 産 業 観 光 課 長	杉 野 雄 士
産 業 建 設 部 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂

教 育 委 員 会 長
教 事 務 局 長

中 島 恵 美

教 育 委 員 会 長
教 育 総 務 課 長

尾 前 眞 理

教 育 委 員 会 長
教 生 涯 学 習 課 長

徳 本 弘 基

消 防 長

大 倉 巧

消 防 総 務 課 長

三 輪 正 俊

消 防 課 長

玉 井 洋 祐

○職務のため議場に参加した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

高 橋 正 人

議 会 事 務 局 書 記

國 枝 利 法

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長(早崎百合子君) おはようございます。

令和 8 年第 1 回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(早崎百合子君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告いたします。

清水由美子君より療養のため欠席の通告がありました。

ここで報道機関に限り、今定例会開会中、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のため写真撮影を許可いたします。町広報に限り、今定例会開会中、議場内の会議の状況について、取材のため議場内での写真撮影を許可いたします。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場 1 階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和 8 年第 1 回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(早崎百合子君) 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3 番 西脇康君、6 番 岩永義仁君を指名いたします。

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

ここで、2 月 26 日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 西脇康君。

○議会運営委員長(西脇 康君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る 2 月 26 日午前 9 時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第 1 回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は 3 月 4 日水曜日から 3 月 19 日木曜日までの16日間で、本会議開会時間は午前 9 時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 令和 8 年度町長施政方針の説明、6. 議案の提案説明及び委員会付託、7. 町政一般に関する質問、8. 議案の審議、この順序で議会運営を行うこ

とに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会２日目の３月18日水曜日に行うこととし、議員１人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、付議事件につきましては、専決処分の報告１件、条例の制定１件、条例の一部改正６件、条例の廃止１件、町道路線の廃止、変更及び認定１件、令和７年度一般会計及び特別会計等の補正予算５件、令和８年度一般会計及び特別会計並びに企業会計予算１１件、以上計２６件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに日程第５、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）については、議会初日に上程し、地方自治法第180条第２項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第６、養老町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてから日程第14、町道路線の廃止、変更及び認定についてまでの計９議案については、議会初日に逐条上程し、提案説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第15、令和７年度養老町一般会計補正予算（第12号）から日程第30、令和８年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計16議案について、補正予算に関する日程第15から日程第19までの計５議案については、議会初日に逐条上程し、新年度予算に関する日程第20から日程第30までの計11議案については、議会初日に一括上程し、提案説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第６、養老町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてから日程第12、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまでの計７議案に審査の付託先である総務民生委員会は、３月12日木曜日の午前９時30分から開催するよう総務民生委員会委員長へ要請すること。

次に、日程第13、養老町簡易水道施設整備基金条例を廃止する条例についてから日程第14、町道路線の廃止、変更及び認定についてまでの計２議案の審査の付託先である産業建設委員会は、３月12日木曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員会委員長へ要請すること。

最後に、日程第15、令和７年度養老町一般会計補正予算（第12号）から日程第30、令

和 8 年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計16議案の審査の付託先である予算特別委員会は、3月9日月曜日から11日水曜日までの3日間とし、それぞれ午前9時30分から開催するよう予算特別委員会委員長へ要請すること。以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日3月4日から3月19日までの16日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月4日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年度2月分の現金出納検査結果報告書が、また同法第199条第9項の規定により、令和7年度事業監査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第4、令和8年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで町長の挨拶をいただき、引き続き町長施政方針の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 本日ここに令和8年第1回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え、何かと御多用にもかかわらず御参集いただき、誠にありがとうございます。

本年最初の定例会に当たり、令和8年度の予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、町政運営に臨む所信の一端と主要の施策の概要を申し上げたいと存じます。

初めに、令和7年度におきましても日本各地で地震や集中豪雨、さらには大規模林野火災が多数発生いたしました。その被害は全国で甚大なものとなっております。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様に対し心よりお見舞いを申し上げます。

本町においては大きな被害には至っていないものの、いつ発生するか分からない南海

トラフ地震をはじめとした自然災害に対し、訓練を重ねることで万全の体制を備えてまいります。

また、昨年も多くの品目で値上げが実施され、物価高騰は常態化しつつある状況でございます。町民お一人お一人の生活に与える影響は確実に深刻度を増してきており、町といたしましても新年度に引き続き、町民の皆様の生活の安全と町内事業者の発展を下支えできる事業を実施してまいります。

さて、本町の最上位計画である養老町まちづくりビジョンは、本年3月末をもって前半の5年間を経過することとなります。本町の活性化と発展により養老の明日を開くため、後半の5年間に向けた養老町まちづくりビジョン・後期テーマ別戦略を策定いたしました。本町の輝かしい明日を、未来を町民の皆様と共につくってまいりたいと考えております。地域のにぎわいを創出し、地域経済を活性化させていくことが本町の発展へとつながってまいりますので、町民の皆様のお力添えをお願いいたします。

1つ目、町政の運営の基本方針。

私が町民の皆様のご負託を得て町長に就任してから4年目となり、1期目の最終年を迎えました。これまでに学校給食の公費負担の段階的な拡充や病児保育施設の確保といった子育て支援、プレミアム付商品券の実施や販路拡大・創業支援などによる地域経済の活性化を後押ししてきたところでございます。また、ソフト・ハード両面における避難所環境の整備も急速に進めてまいりました。地域自治町民会議に対しましても、地域を担当する職員を配置し迅速な地域課題の把握と解決に努めているところでございます。

持続可能なまちづくりを実現するためにやるべきこと、やり続けるべきことは多く残されております。今後も現場主義、町民目線で町民の皆様と向き合い、職員一丸となり全員野球で町政運営に全力を傾注してまいり所存です。そのため、基本方針となる政策目標について御説明を申し上げます。

1つ目は、地域経済の活性化と雇用の創出です。

地域経済の状況は、総じて穏やかに回復しているとされているところではありますが、新年度においても食料品をはじめとした物価高騰は継続される見込みでございます。引き続き物価高騰対策を講じ、地域経済を下支えしてまいります。また、積極的な企業誘致による雇用の創出や既存企業の設備投資を支援するとともに、町内への人の流れを生み出し、経済の好循環へとつなげてまいります。

2つ目は、子育て支援の充実です。

本町の人口ピラミッドは、全体としてつぼ型の人口構造となっており、少子化・高齢化を顕著に表していると言えます。子育て世帯から選ばれるようなまちとなるよう、結婚から妊娠・出産、そして保育、学校教育に至るまで充実した養育環境を提供してまいります。また、物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯への対策を実施いたします。子供たちが未来へ向けて大きく羽ばたけるよう、地域で見守り育てる温かい環境の醸成を

図ってまいります。

3つ目は、健全財政の維持です。

貴重な財源となるふるさと納税制度の活用により、本町の魅力や取組を全国の方々へ発信し、多くの賛同を得られるよう事業を展開してまいります。また、国・県の動向を注視し、協力関係を築いてまいります。さらには、必要性や費用対効果等の視点に加え財政の健全性を保つことができる範囲で、町の発展や計画的な公共施設の管理といった投資を行う未来型の行財政改革を推進し、合理化と発展の両輪による取組に努めてまいります。

4つ目は、SDGsの推進を通しての地方創生のまちづくりです。

未来に夢や希望を見だし、心豊かな生活を安心して過ごすことができる地域社会を形成してまいります。自然災害への備えや住民相互の関係の構築、地域活動の活性化、地域経済の発展を促進し、安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを推進することで、地域幸福度、いわゆるウェルビーイングでございますけれども、の向上へとつなげてまいります。

これらの政策目標を実現するため、新年度においても様々な政策を実施してまいります。町の最上位計画である養老町まちづくりビジョン・後期テーマ別戦略に沿って、新年度における主要施策について御説明を申し上げます。

2つ目でございますが、新年度の主要施策でございます。

施策大綱1. 魅力あふれる地域づくり。

養老町の魅力を町外に発信して多くの人に知っていただくとともに、実際に養老町に触れ、関わりを持ってもらう取組を進め、関係人口の増加を目指してまいります。そのために地域づくりの担い手を育てるとともに、養老町の魅力を再発見し、その資源を生かす取組を継続できる持続可能な体制を構築いたします。また、多様な主体が対等な立場で意見を交わし、地域の未来を共に考える共生の場を形成してまいります。

タウンプロモーションでは、町公式ファンクラブであるYORO SUPPORTER WORLDにおいて引き続き会員数の増加を図るとともに、フレンドシップパートナーや町内の各地区との協働により会員参加型の事業を実施し、関係人口としての深化を目指してまいります。

ふるさと納税（一般分）については、全国的な物価高騰など社会情勢の変化に対応するためコストパフォーマンスの高い返礼品を中心にPRを行うなど、できる限り多くの方に興味を持っていただき本町の魅力を感じてもらえるよう取り組んでまいりました。引き続き返礼品のウェブページの改善を行うなど、本町の魅力を広く発信するツールとして磨き上げ、多くの寄附者に選んでいただけるよう工夫してまいります。

また、子供が主役の暮らし体験「保育園留学」を核として、子育て家庭が本町の魅力を体験できる滞在プログラムにより、子供には幼少期に大自然に触れ、心身共に健やかに育つ環境を、家族には仕事と育児を両立しながら多様なライフスタイルの選択をし、

そして、地域には都市部の住民と本町を結ぶ家族ぐるみの継続的な関係性の構築を提供することで新たな関係人口の創出を図ります。

さらには、養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金及び養老町三世代ハッピースマイル事業補助金を拡充し、本町への移住・定住を推進いたします。

次に、観光振興では、養老公園をはじめとする自然環境や歴史・文化資源など多様な観光資源をウェブサイトやSNSを通じて情報発信するとともに、第100回という記念すべき節目を迎える養老の滝開き式をはじめ養老町観光協会と連携を図りながら、魅力ある観光イベントの充実により交流人口の拡大に努めてまいります。

また、特産ブランド認証促進事業では、認証品の知名度の向上や販路拡大、新規認証品の開拓により、地域の活性化とイメージアップを図るなど、養老ブランドを発信してまいります。

住民参画と地域協働では、町民、地域団体、企業、行政など多様な主体が対等な立場で意見を交わし、地域の未来を共に考える共生の場を形成し、勉強会やワークショップなどを通じて立場や世代を超えた対話を促し、有識者の参画も得ながら地域課題の解決や新たな付加価値の創出へとつなげてまいります。

続いて、コミュニティの活性化では、地域の協働の担い手でもある地域自治町民会議の活性化を図るとともに、昨今の異常気象による酷暑を考慮し、熱中症対策に要する経費を地域総合活動交付金に算入するなど支援を拡充してまいります。

施策大綱 2. 未来を担う人づくり。

次代を担う子供たちが地域への誇りや愛着を持つことができ、豊かな心を育めるような質の高い教育を行います。また、学校におけるいじめや不登校、ひきこもり問題などを含めて青少年の健全育成に取り組むとともに、全ての人の人権に対する正しい理解を促し、人権が尊重され、誰もが活躍できるまちの実現を目指してまいります。

まず学校教育では、義務教育期の子育てに係る費用負担をすることで、全ての子供たちが安心して健やかに学ぶことができる教育環境を充実させてまいります。小学校の修学旅行では、児童数の減少により学校規模によって1人当たりの経費に差が生じていることから、過度の負担差が生じないようにバスの借り上げ料の補助を新たに実施いたします。

学校給食では、国の学校給食費軽減交付金の活用と町負担により小学校の給食費を無償化するとともに、中学校の給食費については公費負担を3割から5割に拡充し、保護者の負担軽減を図ってまいります。加えて、中学校卒業後における切れ目ない支援として、新年度高校入学者に対し学習用タブレット端末の購入費用の一部を補助いたします。

また、これまで養老町の学校在り方検討委員会において協議された本町の望ましい学校教育環境についての答申を踏まえ、小学校の円滑な再編に向けた調査・検討を行い、調整を図るため、養老町立小学校再編準備委員会を本年1月に設置したところでござい

ます。今後は委員会と4つの専門部会において、学校運営や通学体制、校舎整備、跡地活用などについて議論を深めてまいります。

次に、生涯スポーツでは、スポーツ環境の整備として進めてまいりました中央公園野球場の改修工事が令和7年度末に完成し、本年5月には第48回東日本軟式野球大会（2部）の試合会場として使用される予定でございます。大会開催を町民スポーツに親しむ契機とし、引き続き「1町民1スポーツのまち・養老」を推進し、スポーツ・文化の醸成に取り組んでまいります。

歴史・文化では、埋蔵文化財・多芸七坊測量調査事業において、喜勢遺跡（勢至寺跡）に関する調査報告書の作成に取り組むとともに、本町が誇る貴重な歴史資源の保存や継承を支援してまいります。

子育て支援では、誰もが安心して子供を産み育てられる「こどもまんなか養老」の実現に向け、支援体制をさらに拡充してまいります。多胎児を妊娠されている方は、より多くの妊婦健康診査が推奨されていることから、妊娠期間中も心身共に健康に過ごし、安全な分娩を迎えていただけるよう、通常の診査費用助成14回に3回の追加助成を行います。また、保護者と子供が安心して就学が迎えることができるよう、心身及び社会性の発達などの確認を行う5歳児健診を開始し、子供の特性に合わせた適切な支援につなげてまいります。

親子の居場所づくりといたしましては、従来の3か所の地域子育て支援センターに加え、新たに「出張ひろば」を開設します。支援センターが設置されていない地区へも支援の輪を広げ、未就園児の保護者が気軽に立ち寄れる拠点を増やすことで、地域全体で子育てを支える環境を整備してまいります。

また、就労要件に問わず、時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度でございますけれども、を開始し、多様な保育ニーズに応えてまいります。

育児と仕事の両立を支援するため、乳幼児の随時入園を円滑に受け入れられるよう、保育士を基準以上配置する私立園への支援を継続し、受入れ体制の充実を図るほか、お子さんが病気の際、保育所等で一時的に預かりを行う病児保育事業を継続いたします。

また、公立園においては保育士業務支援システムの運用開始により、保護者の利便性向上と保育士の業務の効率化を推進してまいります。あわせて、私立園におけるICT化についても支援を行い、保育現場の環境向上に努めます。

経済的支援といたしましては、これまで県において実施されておりました第二子以降出産祝金支援事業は終了いたしますが、町単独で支給を継続するとともに、物価高騰の影響による保護者の経済的負担を軽減するため、中学生以下の子供を養育している世帯を対象に子供1人につき5,000円分のギフトカードを配付いたします。

少子化対策といたしましては、結婚への願望や子供を持つことへの関心を高め、地域

の少子化に歯止めをかけることが必要であることから、地域少子化対策重点推進交付金を活用し、中学生を対象に保育体験を実施することで子育ての楽しさを知り、興味を持っていただき、将来の結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージを自分事として考えるきっかけとしてまいります。

加えて、若い世代の声を直接聞き、子供の視点を施策に反映させるため、町内在住・在学の中高生が気兼ねなく意見を交換できる機会をつくります。

続いて、人権では、本年3月に改定する第4次養老町人権施策推進指針に基づき、複雑化・多様化する人権問題に対し、総合的・体系的に施策を推進し、全ての人が互いに人権を尊重することの重要性を正しく理解し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重できるまちの実現を目指してまいります。

男女共同参画では、養老町第三次男女共同参画プランが中間年を迎えることから、これまでの進捗状況の評価と計画の見直しを行うとともに、啓発活動等を通じて共に支え合い、あらゆる場面において個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を推進してまいります。

多文化共生では、外国人住民の増加に伴い、多様な文化を持つ方々が共に安心・安全に生活できるよう、毎月指定の自治会館で相談を受け付ける外国人相談窓口を開設いたします。あわせて、多言語で作成した周知冊子を転入時に配付するなど、各種窓口の周知や普及に努めてまいります。

また、外国人の住民への対応が想定される部署の窓口に翻訳機を配備するとともに、出入国在留管理庁の通訳支援事業による2者間・3者間通訳サービスを開始し、外国人住民が転出入等の手続や各種相談などに安心して来庁や電話できる環境を整備してまいります。

施策大綱3. 安心・安全な生活基盤づくり。

生活習慣病の予防、疾病の重症化予防、介護予防など、多様な健康づくりにより地域で安心して生活できる地域福祉施策を進めるとともに、子ども・子育て家庭、高齢者、障がい者、障がい児に対する各種福祉施策を実施いたします。さらに、防犯・防災対策、交通安全対策などを充実し、安全で安心できるまちづくりを推進してまいります。

まず地域福祉では、令和7年度に実施いたしました住民意識調査の結果に基づき、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指し、第4次養老町地域福祉計画を策定いたします。また、近年課題となっている社会的孤立やひきこもりに対する支援として、仮想空間で利用できる居場所づくりや支援体制づくりを西美濃地域で広域的に取り組んでまいります。また、物価高騰を受けているシニア世代や単独母子世帯の生活を支援する事業を実施いたします。

高齢者・介護では、実態調査やニーズ調査を踏まえ、必要なサービス提供体制の確保と地域包括ケアシステムの充実に資するため、関係機関との協議を重ね、令和9年4月

を始期とする第10期養老町介護保険事業計画を策定いたします。

障がい者、障がい児では、障害福祉サービスの利用者や障害者手帳保持者を対象としたアンケート調査等の結果を受け、第5次養老町障がい者プランの策定作業を進め、個々の障がいの特性に応じた総合的な自立支援を推進するとともに、障がい者の特性や障がい者に対する理解を深めながら、誰もが地域社会の中で生き生きと暮らせるまちを目指し事業を進めてまいります。

次に防災では、新年度より計画期間がスタートする第2期養老町国土強靱化地域計画に基づき、計画的に公共インフラの整備や維持・更新を進め、災害発生時の被害を可能な限り最小化し、町民が安全で安心な生活が送ることができる災害に強いまちづくりを推進してまいります。

激甚化・頻発化する自然災害に備え、災害時に必要となる備蓄品について、整備計画に基づき順次備蓄を進めておりますが、新年度においては国の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、避難生活環境の向上のため資機材の整備を加速させてまいります。また、実践的な水防訓練、防災訓練の実施や新たに作成する県管理の中小河川に係る洪水ハザードマップを含めた各種ハザードマップを活用し、地域住民への防災啓発に努めてまいります。

新年度の出水期から、より避難の判断がしやすい新たな防災気象情報の運用開始に伴い、これに対応したJアラートの新型受信機を導入し、災害時の情報伝達に万全を期してまいります。さらに、昨年4月に設立されました養老町防災士会と連携し、自助・共助をはじめとした防災意識の向上にも努めてまいります。

本年3月に改定する養老町耐震化促進計画において、新たに耐震診断義務化路線となる緊急輸送道路において、建築物等耐震診断及び耐震化を推進し、安定的な交通網の確保に努めます。加えて、従来の木造住宅無料耐震診断や耐震補強工事に加え、通学路等における危険なブロック塀の除去などの補助制度に加え、耐震シェルター等の設置に関する補助制度を創設し、減災対策とともに耐震化率の向上に努めてまいります。

消防・救急では、消防体制の維持・強化を図り、複雑多様化する災害に対応するため救助工作車を更新するとともに、消防団の身体保護装備品を配備し、養老町消防団と共に連携し、地域防災力の強化、危機管理体制の充実を図ってまいります。

施策大綱4．活力ある基盤づくり。

交通網や生活インフラの充実を図るとともに、資源循環型のまちづくりを推進します。また、快適な住環境の整備と多様な産業振興を図り、地域経済の活性化を促進してまいります。

公共交通では養老町地域公共交通交通計画等の各種計画に基づき、オンデマンドバスや養老鉄道養老線、路線バス等の維持及び利便性の向上に資する取組を関係団体と連携して実施し、多世代が住み続けられるまちに向けた持続可能な地域公共を目指します。

道路網では町民生活に密着した町道の整備において、安全かつ快適な交通環境の確保のため、社会資本整備総合交付金等を活用し、幹線道路の改良工事や養老町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁点検、補修工事を進めてまいります。また、広域的な主要道路網の整備は経済・観光・人流などの面において大きなストック効果の発現が期待され、多様な交流や関係人口の創出に欠かすことのできない生活基盤であることから、引き続き近隣市町とも連携し、関係機関へ強く要望してまいります。

次に、市街地・集落環境では、社会問題となっている空き家の増加に対応するため、養老町空家等対策計画の改定を踏まえ所有者において適切に管理していただけるよう啓発するとともに、各種補助制度の周知や空家・空き地バンクへの登録促進に努めてまいります。また、引き続き町独自の相談会を自治会館等で開催し、空き家の所有者や相続予定者等の不安解消、空き家の利活用につなげてまいります。改良住宅につきましては、適切な管理に向け引き続き法的措置を含めた対応をしていくとともに、希望者への譲渡を推進してまいります。

上下水道では、上水道施設のデジタル化に伴うテレメーター装置の更新及び養老町上下水道耐震化計画に基づく重要給水管路の耐震化を実施するとともに、持続可能な下水道等事業の財政基盤を構築するため、本年6月から下水道等の使用料を改定いたします。加えて、公共用水域の環境改善のため、公共下水道の接続啓発の継続及び高度処理型合併処理浄化槽の普及促進に努めてまいります。

農林・林業・水産業では、農業の基盤の強化と土地改良事業を推進するため、圃場の大区画化や農業用排水施設の整備、県営県単事業の継続、農地の集積・集約化を着実に進めるとともに、養老町農業基盤総合整備構想に基づく土地改良区の統廃合を推進し、用排水路や農道など農業生産基盤の計画的な整備・保全に取り組んでまいります。

また、農業の持続的な発展に不可欠な担い手の確保と経営基盤の強化を図るため、新規就農者や認定農業者への支援を継続するとともに、関係機関とも連携した生産基盤の維持・高度化やスマート農業技術の導入、省力化による生産性の向上のための支援にも取り組んでまいります。

さらに、森林環境譲与税を活用し、適切な森林整備につなげることができるよう、森林経営管理制度に基づく意向調査の全体計画を策定いたします。加えて、次代を担う子供たちが森林や林業に対する理解を深めることができるよう、木や自然と触れ合える木育体験イベントを実施してまいります。

商業・工業では、養老町商工会と連携し、地域消費活性化デジタル事業を通した養老 P a y の活用によるデジタル化・効率化とともに、プレミアム付商品券の発行による地域内消費の活性化の促進に努めます。また、ネクスト100プロジェクト実行委員会が行う「養老フェスタ」や「軽トラ S D G s マルシェ」の支援をすることで、町内産業や特産物、文化等の本町が持つ魅力を町内外に広く発信してまいります。

食肉基幹市場の建設事業では、畜産振興と食肉流通を支える重要な事業であり、最新の衛生基準と環境調和を備えた集約的な施設の整備により、養老ブランドの強化、雇用の創出、税収の増加にもつながる事業であると考えます。地域の持続的発展と併せて、より一層の戦略的推進を図ってまいります。

企業誘致・起業創業・事業支援では、全線開通を控える東海環状自動車道や本年2月に開通した橋爪大橋など、立地環境の高い交通利便性といった本町の強みを生かした企業の進出を促すとともに、各産業と一体的な推進を図ってまいります。また、工場等設置奨励金制度を継続し、既存事業者の設備投資や事業拡大の支援も実施いたします。あわせて、本町の経済を支える町内事業者の持続的な経営のため、販路拡大や業務効率化など事業支援を継続するとともに、地域産業の持続的な発展、経済基盤の強化に努めてまいります。

雇用・就労では、安定した雇用を図るため、地域経済の活性化と多様な人材が活躍できる環境整備を両輪として、養老町商工会と共に、あらゆる人が働ける環境づくりを推進します。

施策大綱5．行政経営機能の強化。

まちづくりビジョンを実行し、成果を上げていくため、持続可能な行財政運営を推進します。また今後、社会環境の変化や新たな課題の発生などにも対応できるよう、行政組織のマネジメント機能の強化を図ります。

自治体経営では、社会経済情勢が厳しい中、税収の確保は欠かすことのできないものであり、さらなる収納率の向上を図るため、的確な債権管理の徹底と県との強固な連携・協力の下、滞納額の縮減に努めてまいります。

ふるさと納税（一般分）においても、町外からの観光客が焼き肉店など食事や宿泊施設等でも利用できる現地決済型ふるさと納税を昨年末に新たに導入し、周知・普及を図っているところでございます。新年度も引き続き多くの寄附者に選んでもらえるようウェブページの改善を行うとともに、協力事業者と連携して返礼品の充実を図ってまいります。

公共施設等の管理については、養老町公共施設等総合管理計画の見直しを行い、現課題を共有、把握し、中長期的な視点を持って公共施設等のサービスを持続的に提供できるよう適切な配置に努めます。

D Xの推進では、R P Aの活用に加え、生成A Iの導入により事務の効率化と生産性の向上に取り組むとともに、移動型スマートフォン教室を継続し、地域デジタル化を促進いたします。

3番目、新年度の予算編成についてでございます。

本町の財政状況につきましては、令和6年度決算における経常収支比率は、人件費等の経常的経費が増加したこともあり3.3ポイント増加し、91%と高い水準にございます。

また、健全化判断比率においては、実質公債費比率は8.6%に増加し、将来負担比率については5.1ポイント改善し、27.5%となりました。

一般会計における地方債の現在高は、令和4年度以降は借入れを抑制できていることもあり、新年度末には約88億円となる見込みで減少傾向となっております。

新年度の予算規模につきましては、一般会計が対前年度比3%減の125億100万円、国民健康保険特別会計など7つの特別会計及び2つの企業会計は合わせて前年度比5.2%減となる81億4,700万円で、総額は前年度比3.9%減の206億4,800万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、町税は対前年度比0.3%増の34億7,953万7,000円を計上いたしました。地方交付税については、前年度比5.9%増の28億1,370万円を見積もりました。また、町債につきましては、救助工作車の更新のため、消防自動車購入事業債に1億4,120万円、道路整備事業として地方道路等整備事業債に7,850万円など、総額で3億6,520万円を計上しております。

以上、町政運営に臨む所信の一端と主要政策について申し述べてまいりました。これらの諸施策の実現に当たりましては、議員各位並びに町民の皆様、各種団体、事業者の皆様と手を取り合い、全力で取り組んでまいり所存でございます。より一層の御理解、御協力をお願い申し上げまして、令和8年度の施政方針といたします。

○議長（早崎百合子君） 町長施政方針の説明が終わりました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の1件を上程し、議題とします。

なお、本件は、地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要を説明させていただきます。

議案書5ページを御覧ください。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

事故の概要は、令和7年12月25日に町道野崎東線において、下笠地内でございますけれども、職員が運転する公用自動車と相手方が運転する自動車が走行中に交差点内で出会い頭に接触したことにより損害賠償するものでございます。

令和8年2月20日に示談が成立し、損害賠償の額が決定したため、専決処分をいたしました。

内容につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第6、議案第3号から日程第14、議案第11号までの計9議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第6、議案第3号 養老町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第3号 養老町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを説明させていただきます。

議案書の7ページを御覧ください。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）が令和7年11月13日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、乳児等のための支援給付を実施するに当たり、必要とされる条例について制定を行うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉部の子ども課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 香川子ども課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通園していない児童を対象に、月の一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。

乳児等通園支援事業の実施に伴い、事業の実施事業所に対する本町の設備及び運営に関する基準を定めるため、養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を昨年12月定例会において制定したところでございますが、改正後の子ども・子育て支援法では、利用者に対して乳児等支援給付を支給することが定められており、市町村は給付費の支給のための確認手続を行うため、さきの条例に加え、確認基準について条例を制定する必要があります。

このたび国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、同基準を踏まえ、町の確認基準として本条例を制定するものでございます。

本条例の主な内容について御説明申し上げます。

議案書 8 ページを御覧ください。

本条例は、第 1 章から第 3 章の構成になっております。

第 1 章、総則では、本条例の趣旨、特定乳児等通園支援事業者の一般原則などについて規定しております。

第 2 章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準では、第 1 節で利用定員に関する基準を、第 2 節で運営に関する基準として緊急時の対応、虐待の禁止、秘密保持など運営に当たり遵守すべき事項や、給付費の支給、記録の保存期間などについて規定しております。

第 3 章、雑則では、委任などについて規定しております。

最後に、附則についてでございます。

第 1 項は、施行日についてでございます。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行します。

第 2 項は準備行為を定めるもので、条例の施行に関し必要な準備行為について、条例の施行日前においても行うことができるとの規定でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第 7、議案第 4 号 養老町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第 4 号 養老町職員等の旅費に関す

る条例の全部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案書の22ページを御覧ください。

物価上昇など経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図ることを目的に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）が令和7年4月1日に施行され、国家公務員等の旅費制度が大幅に見直されたことを受けまして、本町においても旅費の計算等に係る規定を簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、町費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部の総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）が令和7年4月1日に改正され、国家公務員等の旅費制度が70年ぶりに大幅に見直されました。本町としましては昨今の物価上昇に対応し、公務による旅行の際、職員に自己負担を生じさせることなく確実に実費弁償を行うとともに、職員の事務負担の軽減を図ることを目的として規定の整備を図る必要があることから、本条例を全部改正するものでございます。

本条例の主な改正内容について御説明申し上げます。

議案書23ページを御覧ください。

第2条におきましては、本条例の定義を規定しており、出張の定義として、旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行する旨を加えるものです。

第3条におきましては、旅費の支給対象者に加えまして、旅費相当分の金額を旅行役務提供者に支払うことができる規定を追加するものです。

第9条におきましては、鉄道旅行における特急料金の距離制限を廃止し、実態に応じて支給する旨を規定するものです。

第13条におきましては、宿泊等の旅費を定額から上限を設けた実費支給とする旨を規定するものです。

第14条におきましては、移動及び宿泊に係る費用が一体となっているもの、いわゆるパック旅行で旅行した場合についても実費支給する旨を規定するものです。

第15条におきましては、宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費として宿泊手当を定額支給する旨を規定するものです。

また、旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、その計算に

必要となる種目及び内容に係る規定を簡素化するため、第8条から第20条の各交通手段の実費計算方法等につきまして規則に委任することとしております。

次に、第27条におきましては、実費支給等旅行の実態に即した旅費の支給が可能となる一方で、一定程度自由度が増す面もあることから、旅行者または旅行役務提供者がこの規定に違反して旅費の支給または旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて旅行者の給与または旅費の額から差し引くことができることを規定するものです。

最後に、附則についてでございます。

第1条は、施行日についてでございます。令和8年4月1日から施行いたします。

第2条は、施行日前の規定による旅行命令等に係る経過措置について設けるものでございます。

第3条は、この条例の施行に関する経過措置について、規則に委任するとの規定でございます。

第4条、養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正及び第5条、養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正におきましては、本条例の改正に伴う所要の文言の整理を行うものでございます。

以上で、議案第4号 養老町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第8、議案第5号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第5号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案書の38ページを御覧ください。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により行政手続法（平成5年法律第88号）の改正が令和8年5月21日に施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部の総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の行政手続法の改正で、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方式について、書面による掲示方式の見直しが行われ、デジタル技術を活用して行うことが可能となりました。行政手続法の趣旨と同じくする本条例においても書面による掲示規制について、今回の改正に準拠した内容に改めるため、条例の一部改正を行うものであります。

主な改正内容について説明をさせていただきます。

別途資料5ページ、養老町行政手続条例新旧対照表を御覧ください。

第15条第3項及び第4項では、不利益処分の名宛人の所在が不明な場合の聴聞の通知の方式について、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置（町のホームページにおいて通知内容を閲覧することができるようにすることを想定しております）、こちらと併せて、従来どおり町の掲示場に公示事項が記載された書面を掲示し、または事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとするものを定めるものです。

第22条第3項及び第29条では、聴聞を続行する場合と弁明の機会を付与する場合に、第15条第3項及び第4項の規定を準用することを定めるものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書40ページを御覧ください。

第1項は、施行日についてでございます。令和8年5月21日から施行いたします。

第2項は、施行日前に行った通知に対する経過措置について設けるものでございます。

以上で、議案第5号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第9、議案第6号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第6号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案書の41ページを御覧ください。

令和7年の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）が令和7年12月24日に公布されたことに伴い、町においても国に準じて第2種初任給調整手当の新設及び通勤手当の上限引上げ並びに駐車場利用に対する手当を新設するため、本条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 無藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（無藤宣宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料7ページ、養老町職員の給与に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

第2条の改正については、手当の種類に第2種初任給調整手当を含めるものです。

第8条の3の新設については、第2種初任給調整手当について記載しており、初任給が地域の最低賃金を下回った場合に差額補填として手当を支給することとしております。

第10条の改正については、地域手当の算出に第2種初任給調整手当を含めるものです。

第11条の改正については、今までの距離の区分によって通勤手当の額が定められており、上限が3万8,700円となっておりましたが、この上限を6万6,400円とし、距離の区分については規則で定めることに改正するものです。

また、第11条第5項の新設については、駐車場の利用について1か月当たりの駐車場利用料に相当する額を5,000円を上限に通勤手当に含めて支給することとしております。

その他、項の新設による項ずれ等を改正しております。

第16条の改正については、勤務時間1時間当たりの給与額の算出について、第2種初任給調整手当を含めるものです。

第19条の改正については、期末手当基礎額の算定に第2種初任給調整手当を含めるものです。

第20条の改正については、勤勉手当基礎額の算定に第2種初任給調整手当を含めるものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書44ページを御覧ください。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第10、議案第7号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

す。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第7号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案書の45ページを御覧ください。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）が令和7年11月14日に公布され、令和8年4月1日より施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉部子ども課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 香川子ども課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料14ページの養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

今回の一部改正は、現行の規定の文言等の整理及び円滑な事業実施に向け、基準の明確化など規定の整理を行うものであります。

第9条の見出しについて、職員が備えるべき基準であることをより正確に表すため、乳児等通園事業所の職員の一般的要件に改めるものです。

第9条、第10条見出し及び同条第1項、第13条及び第18条中の「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めるものです。

第13条の見出しについて、規制の趣旨を明確化するため、「防止」を「禁止」に改めるものです。

第16条に定める運営規定について、第6号を利用定員に改め、第7号中の「並びに」を「その他の」に改めるものです。

第20条第3項について、利用定員が子ども・子育て支援法に基づく確認において定める利用定員であることを明記するものであります。

第22条の次に第22条の2を加え、子ども・子育て支援法上の特例保育を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を実施する場合の設備や職員の基準の特例について新たに規定するものです。

第26条について、余裕活用型乳児等通園支援事業における準用規定についての読替規定を削除するものです。

第27条について、職員の責務規定について、当該事業所の職員であることを明記する

ものです。

最後に、附則についてでございます。

施行期日を第1項とし、次に第2項として準備行為を新設し、条例の施行に関し必要な準備行為について、条例の施行日前においても行うことができると規定するものでございます。

議案書47ページを御覧ください。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第11、議案第8号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第8号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案書の48ページを御覧ください。

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、就労調整者等の税制改正の影響を受ける一部の被保険者が特例減免の対象となることを受け、その減免の手続について申請を不要とするため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉部健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御

審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

別添資料17ページ、養老町介護保険条例新旧対照表を御覧ください。

附則第8条を加える改正規定では、本則第13条にて規定している減免手続方法について、従来の申請による手続によらず、保険料の付加決定の際に町において減免額を決定し、被保険者に決定通知できるよう所要の改正を行うものであります。

最後に、附則についてでございます。

議案書49ページを御覧ください。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第12、議案第9号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第9号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案書の50ページを御覧ください。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）が公布され、令和8年4月1日より施行されることに伴い、所要の改正

を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 大倉消防長、演台にて補足説明。

○消防長（大倉 巧君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（以下「基準政令」と申し上げます）は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めているものであります。

この補償基礎額は、国家公務員の給与月額を日額換算した額を基に算出されています。昨年12月に一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、給与月額の引上げ及び扶養手当支給額が改定されたことを受け、基準政令で定める非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基準額が引き上げられたことに伴い、改正を行うものです。

別添資料18ページ、養老町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第5条第2項第2号については、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「9,700円」から「1万円」に、上限額を「1万4,500円」から「1万5,000円」に引き上げる改正を行うものです。

次に、第5条第3項については、扶養に係る補償基礎額の加算額のうち、第1号については削除、第2号から第6号までを1号繰り上げ、第1号に該当する扶養親族の加算額を383円から433円に引き上げる改正を行うものです。

次に、別表の補償基礎額表については、各階級及び勤務年数に応じて補償基礎額をそれぞれ引き上げる改正を行うものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書51ページを御覧ください。

施行日につきましては、この条例は令和8年4月1日から施行します。

経過措置として、この条例の改正規定並びに改正別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例によるものとします。

以上で、議案第9号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 総括的な視点で、ちょっと概要についてお伺いしたいなと思います。

以前からこれはちょっと疑問に感じていたことなので、この条例改正をきっかけにお聞きしておこうと思うんですけれども、補償の基礎額ですね、勤務年数であったり階級によって額が変わっていくわけなんですけれども、まだ勤務年数で長く勤めたから優位になるよというのは分かるんですけれども、例えば階級でこの金額に差があるという考え方、例えば、じゃあ危険度が違うのかとか、そういった概念的な部分について、どういう合理的な考え方に基づいてこういう差がつくのかというのを説明、私聞かれたときにできないなと思って、もし行政的には何かこう、この件に関してだけじゃなく、こういうことは往々にしてあるんですけれども、どういう考え方に基づいてこういった金額の差をつけているのか。もしそういうのがないんであれば、一律にするほうが説明もしやすいですし理解も得やすいんじゃないのかなと思うし、煩雑さもなくなります、こういった今の話を含めて御答弁いただけたらなと思います。

○議長（早崎百合子君） 大倉消防長、演台にて答弁。

○消防長（大倉 巧君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

階級によって違うというところでございますけれども、階級の上位の者にある者については、その隊の全責任を負って業務を行っておりますので、その責任の重さに見合った補償となっているわけでございます。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認め、よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第13、議案第10号 養老町簡易水道施設整備基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第10号 養老町簡易水道施設整備基金条例を廃止する条例についてを説明させていただきます。

議案書の52ページを御覧ください。

養老町における簡易水道事業については、現在、西部簡易水道のみが運営されておりますが、令和6年度末をもって西部簡易水道区域が養老町上水道に統合されたことから、養老町簡易水道施設整備基金条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部水道課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町にある西部簡易水道の運営においては、これまで施設整備のため養老町簡易水道施設整備基金条例に基づき積立てを行ってきました。令和6年度末をもって西部簡易水道区域が養老町上水道に統合されたことに伴い、西部簡易水道の供給を停止し、令和7年度中に施設等を解体、撤去予定であることから、養老町簡易水道施設整備基金条例を廃止するものです。

施行日については、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第14、議案第11号 町道路線の廃止、変更及び認定

についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第11号 町道路線の廃止、変更及び認定について、その概要を説明させていただきます。

議案書の54ページを御覧ください。

町道路線の廃止及び変更につきましては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、また町道路線の認定につきましては、同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部技術参事に補足説明させますので、十分御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、演台にて補足説明。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、路線廃止の整理番号1の橋爪2号線は、2月21日の橋爪大橋の開通に伴い、一般県道養老・垂井線として供用開始されるため路線を廃止するもので、路線変更の整理番号2の安久橋爪1号線につきましては、同じく橋爪大橋の開通に伴い、開通日と同日付で一般県道養老・垂井線として供用開始されたことを受け、路線を短縮するものでございます。

次に、路線廃止の整理番号2の橋爪62号線、整理番号3の橋爪63号線及び路線変更の整理番号1の中橋爪1号線につきましては、橋爪地内において事業者が行う開発行為に伴い、それぞれ路線を廃止及び短縮するものでございます。

次に、路線廃止の整理番号4の鷺巣19号線につきましては、町道の利用が特定の個人に限られることが判明したため廃止するものでございます。

次に、路線変更の整理番号3の一色船見1号線及び整理番号4の船見1号線につきましては、町内事業者より事業用地として一体利用したいと用途廃止申請がされたことに伴い、路線を短縮するものでございます。

最後に、町道路線の認定について、整理番号1の横屋39号線につきましては、現在建設が進められております東海環状自動車道の工事により道路の東西間の通行が制限される中、地域の要望を受け、東海環状自動車道を横断する道路を先行して供用開始するべく新たに認定するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑

は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第15、議案第12号から日程第19、議案第16号までの計5議案については、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第15、議案第12号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第12号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第12号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の69ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7,791万9,000円を追加し、予算総額を145億9,902万円とするものでございます。

主な補正の内容は、ふるさと納税推進事業、減債基金積立金、地方交付税の増額などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明をさせていただきます。

議案書の80、81ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費のふるさと納税推進事業では、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、受付・発送事務等の委託料として1億1,000万円を増額いたしました。

12目減債基金費の減債基金積立金では、昨年12月に追加交付を受けました普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付された分を趣旨に沿って減債基金に積み立てることとしたため2,557万2,000円を増額いたしました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

議案書の76、77ページを御覧ください。

款10地方交付税、項1地方交付税、1目地方交付税では、普通交付税として国の補正予算により昨年12月に2億37万3,000円の追加交付を受けたことにより、7月に交付決定を受けた25億622万4,000円と当初予算額との差額3,772万4,000円と合わせて合計2億3,809万7,000円を増額いたしました。

款17寄附金、項1寄附金、1目総務費寄附金のふるさと納税寄附金（一般分）では、3月末までの寄附金累計額の見込みが9億6,000万円でありますので、予算との差額2億1,000万円を増額いたしました。

寄附金の充当については、当初予算では全額をふるさと応援基金積立金へ充てておりましたが、寄附者の意向を踏まえ、魅力あふれる地域づくりに関連する7事業へ2,750万円、未来を担う人づくりに関連する9事業へ1億7,398万4,000円、安心・安全な生活基盤づくりに関連する5事業へ6,457万7,000円、活力あふれる基盤づくりに関連する2事業へ2,029万3,000円、行政経営機能の強化に関連する1事業へ909万円の計2億9,544万4,000円を充当し、それぞれ財源更正を行いました。各事業に充当した結果、ふるさと応援基金積立金への充当額が8,544万4,000円の減となったため、財源更正を行いました。

次に、議案書78、79ページを御覧ください。

款18繰入金、項1基金繰入金、5目ふるさと応援基金繰入金では、財源調整のため2億8,322万3,000円を減額しました。このため、80、81ページの款3民生費、項1社会福祉費、3目福祉医療費の乳幼児等医療事業で4,620万円、重度心身障害者医療事業で3,960万円、款4衛生費、項1保健衛生費、2目予防費の予防接種事業で3,600万円の財源更正を行いました。

また、82、83ページの款4衛生費、項2清掃費、1目塵芥処理費の分別回収事業費では3,300万円、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費のネクスト100プロジェクト事業で2,310万円、款9消防費、項1消防費、1目常備消防費の消防施設等維持管理事業で1,372万3,000円の財源更正を行いました。

続いて、84、85ページの款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校管理事務で6,520万円、項3中学校費、1目学校管理費の中学校管理事務で2,640万円の財源更正を行いました。

戻りまして、議案書72、73ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正では、令和7年度内に事業が完了しない養老鉄道活性化事業

4,490万円、物価高騰に伴う生活支援事業2,448万2,000円、物価高対応子育て応援手当事業481万9,000円、保健センター維持管理事業1,185万3,000円、用地取得関係事業473万円について繰越明許費を設定しました。

最後に、第3表 地方債補正を御覧ください。

地方債の追加について、歳入歳出の補正はございませんが、保健センター改修事業債1,690万円を追加しました。

なお、地方債の利率について、これまでは5%以内としておりましたが、昨今の金利の上昇を考慮し、事業を繰り越した場合でも確実に借入れができるよう、岐阜県の設定している数値を参考に9%以内に引き上げさせていただきます。

また、地方債の変更について、先ほどの第2表 繰越明許費補正の各事業の財源となる地域公共交通再構築事業債、社会教育施設整備事業債及び保健体育施設整備事業債につきましても、借入れの条件である利率を5%以内から9%以内に変更するものでございます。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

議案書80、81ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金では、国民健康保険基盤安定負担金の額等が決定されましたので29万円を増額いたしました。

3目福祉医療費の母子家庭等医療事業では、医療機関受診が増えたことに伴い、扶助費176万5,000円を増額いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の出産祝い金支給事業では、第3子以降の出生人数が当初の想定人数を上回る見込みであることから、2名分20万円を増額いたしました。

2目児童措置費の私立保育所等運営事業では、私立保育所等運営費として、令和7年人事院勧告に伴う公定価格の改定により保育士等の賃金改善等に対して支援するため1,217万4,000円増額いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費の妊婦のための支援給付事業では、給付対象者の増により200万円を増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

議案書76、77ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、児童福祉費負担金の

子どものための教育・保育給付交付金630万8,000円を、国民健康保険基盤安定負担金159万1,000円を増額いたしました。

項2国庫補助金、3目衛生費国庫補助金では、妊婦のための支援給付交付金200万円を増額しました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金では、子どものための教育・保育給付交付金県費負担金291万4,000円を増額し、国民健康保険基盤安定負担金県費分として139万4,000円を減額いたしました。

項2県補助金、2目民生費県補助金では、福祉医療費補助金（母子家庭等医療費）分として91万7,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

議案書80、81ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、6目企画費の地方バス路線維持事業では、地域間幹線や自主運行バス路線の維持に係る人件費など運行経費の高騰に伴い、運行事業者に交付する補助金426万2,000円を増額いたしました。

また、養老鉄道活性化事業では、養老線鉄道事業再構築実施計画に基づき、沿線7市町で養老線管理機構へ補助する社会資本整備総合交付金事業について、国の令和7年度第一次補正予算により内定した事業費4,490万円を増額し、当初予算額6,700万円を皆減した差額2,260万円を減額いたしました。

次に、18目まちづくり整備基金費のまちづくり整備基金積立金では、令和7年度における場外舟券発売場の売上金額の増加に伴い、180万8,000円を増額いたしました。

次に、19目森林環境譲与税基金費では、次年度以降の森林整備関係事業の計画的な執行を行うことを目的として86万3,000円を森林環境譲与税基金積立金に積み立てました。

次に、議案書82、83ページを御覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、5目土地改良費の県営かんがい排水事業負担金、県営ほ場整備事業費及び県営基幹農道整備事業では、大巻地内で実施している土地改良事業において事業費が増加したことに伴い、負担金補助及び交付金をそれぞれ180万円、1,160万円及び37万4,000円増額いたしました。

また、多目的機能支払交付金事業では、国の補正予算に伴う交付額の増額により、負担金補助及び交付金756万2,000円を増額いたしました。

また、各種土地改良団体負担金では、大巻地域農業基盤整備推進協議会に対し、大巻地内の農地整備事業の円滑化を目的として、負担金補助及び交付金149万6,000円を増額

いたしました。

さらに、揚排水機管理手当等では、揚排水機の維持管理に係る経費の実績見込額の増加に伴い、負担金補助及び交付金1,181万2,000円を増額いたしました。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、2目道路橋梁維持費の除雪対策費では、昨年度より降雪が多く、気温も低い状態が続いた影響で、道路、橋梁などに凍結防止剤を散布する業務が多く発生したため、除雪に関する費用694万1,000円を増額し、財源更正いたしました。

続いて、歳入の説明をいたします。

議案書76、77ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、国の令和7年度第一次補正予算の内定により、養老線の鉄道事業再構築実施計画に基づく施設整備計画が社会資本整備総合交付金事業における地域公共交通再構築事業として採択されたことから、内定額2,245万円を増額し、当初予算額3,375万円を皆減した差額1,130万円を減額いたしました。

次に、款15県支出金、項2県補助金、1目総務費県補助金では、岐阜県鉄道事業再構築事業費補助金について、国の令和7年度第一次補正予算の事業採択を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づく社会資本整備総合交付金事業の事業費の10%が岐阜県から補助されることから449万円を計上し、養老鉄道活性化事業へ財源充当し、財源更正を行いました。

また、4目農林水産業費県補助金では、多目的機能支払交付金事業補助金の国県補助額の増額分567万1,000円を増額いたしました。

次に、78、79ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、2目雑入では、令和7年度における場外舟券発売場の売上金額が当初見込みより増加したことに伴い、環境整備協力金180万8,000円を増額いたしました。

次に、款21町債、項1町債、1目総務債の地域公共交通再構築事業債では、国の令和7年度第一次補正予算において社会資本整備総合交付金事業における地域公共交通再構築事業の採択を受けたことに伴い、内定額から算出した費用1,770万円を増額し、当初予算額3,340万円を皆減した差額1,570万円を減額いたしました。

また、4目農業債では、大巻地内で実施している土地改良事業において事業費が増額したことに伴い、町負担分1,570万円を増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳入のみでございます。

議案書76、77ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、5目教育費国庫補助金では、県補助事業である子ども食堂運営支援事業が国庫補助事業として採択されたことに伴い、国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業費補助金16万2,000円を増額いたしました。

款15県支出金、項2県補助金、7目教育費県補助金では、国庫補助事業の採択に伴い、県補助金、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金12万2,000円を減額いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認め、よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第16、議案第13号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第13号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の87ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ121万5,000円を追加し、予算総額を33億1,182万1,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、保険基盤安定負担金の額の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉部住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 吉村住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

議案書94、95ページを御覧ください。

款2 保険給付費、項5 葬祭諸費、1 目葬祭費では、葬祭費20万円を増額いたしました。

款4 保健事業費、項2 保健事業費、1 目保健衛生普及費では、人間ドック助成金として18万円を増額いたしました。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、3 目償還金では、令和6年度保険者努力支援交付金返還金として83万5,000円を増額いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

議案書92、93ページを御覧ください。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、国民健康保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業等の額の確定に伴い、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）を291万8,000円減額、保険者支援分を305万7,000円増額、財政安定化支援事業繰入金を2万5,000円増額、未就学児均等割保険料繰入金を4万円増額、国民健康保険産前産後繰入金を8万6,000円増額し、合計29万円を増額いたしました。

款6 繰越金、項1 繰越金、1 目繰越金では、財源調整として92万5,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第17、議案第14号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第14号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の96ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、資本的収入及び支出のうち、資本的支出を174万1,000円増額し、補正後の予算総額を5億2,005万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、産業建設部水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書102、103ページの資本的支出について説明させていただきます。

款1 資本的支出、項4 国庫補助金返還金、1目 国庫補助金返還金では、令和6年度水道施設整備費等の仕入れに係る国庫補助金交付額、計1,915万1,000円に対する消費税等相当額の国庫補助金返還金として174万1,000円増額いたしました。

以上で、議案第14号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第3号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第18、議案第15号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第15号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の104ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、第2条において、予算第8条で定める一般会計からのこの会計への補助を受ける金額を298万4,000円減額し、2億201万7,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の金額において増減はございませんが、収益的収入の財源更正を行うものでございます。

詳細につきましては、産業建設部水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書110、111ページの収益的収入及び支出の収入について説明をさせていただきます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、3目一般会計負担金につきまして、令和7年度の減価償却費と長期前受金戻入額の確定に伴い298万4,000円増額し、4目他会計補助金にて同額を減額いたしました。

なお、一般会計繰入金の合計額に増減はございませんが、第2条で定める他会計からの補助金につきましては298万4,000円減額し、2億201万7,000円とするものです。

以上で、議案第15号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第19、議案第16号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第16号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の113ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,842万2,000円を追加し、予算総額を5億3,749万1,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、後期高齢者医療保険料の増加に伴う所要額を増額するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉部健康福祉課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明させていただきます。

議案書120、121ページを御覧ください。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では、当初予算編成時に想定されました岐阜県広域連合からの負担金算定額が増額となり、1,842万2,000円を増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

議案書118、119ページを御覧ください。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金と同様に保険料の増加が見込まれるため1,197万4,000円を増額しました。

同様に、2 目普通徴収保険料につきましても644万8,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は13時5分といたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第20、議案第17号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第30、議案第27号 令和8年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの11議案を一括議題として上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました議案第17号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第27号 令和8年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの各予算案につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、各予算案の詳細につきましては、予算特別委員会におきまして各部長、局長、消防長及び各課長等から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案書122ページを御覧ください。

議案第17号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてを御説明させていただきます。

この繰入れにつきましては、地方財政法第6条の規定に基づき、特別会計で事業を実施するため一般会計から繰り入れるもので、繰入額としましては、食肉事業センター特別会計で実施する事業に6,550万円を計上しております。

それでは、別添、新年度、令和8年度予算のほうをお願いいたします。

7ページを御覧ください。

議案第18号 令和8年度養老町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和8年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額それぞれ125億100万円で、対前年度比較3億8,200万円、3.0%の減でございます。

歳出の主なものとしたしまして、賦課徴収事務費で8,332万7,000円、アクティブシニア生活応援事業で1億270万1,000円、子ども・子育て支援事業で1億355万7,000円、担い手確保・経営強化支援事業で5,423万4,000円、プレミアム付商品券事業で4,337万6,000円、常備消防関係車両等購入事業で1億4,947万3,000円、タブレット補助事業で1,148万2,000円、小学校給食管理事務で8,473万4,000円などがございます。

次に、101ページを御覧ください。

議案第19号 令和8年度養老町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

令和8年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額それぞれ31億2,750万円で、対前年度比較1億5,210万円、4.6%の減でございます。

減額の主なものは、保険給付費等の減によるものでございます。

次に、129ページを御覧ください。

議案第20号 令和8年度養老町簡易水道特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額がそれぞれ3,520万円で、前年度比較4,880万円、58.1%の減でございます。

大幅な減額の要因は、前年度繰越金の減、また工事請負費の皆減などによるものでございます。

次に、139ページを御覧ください。

議案第21号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

令和8年度食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出予算総額それぞれ1億3,220万円で、前年度比較640万円、4.6%の減でございます。

減額の主なものは、電力供給会社の変更による光熱費の減などによるものでございます。

次に、157ページを御覧ください。

議案第22号 令和8年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

令和8年度住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出予算総額それぞれ100万円で、前年度比較20万円、16.7%の減でございます。

減額の主なものは、貸付金回収事務費の減によるものでございます。

次に、167ページを御覧ください。

議案第23号 令和8年度養老町上水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

令和8年度上水道事業会計予算は、収益的収入4億7,970万円で、前年度比較2,350万円、4.7%の減でございます。

収益的支出は 5 億300万円で、前年度比較670万円、1.3%の減でございます。

168ページを御覧ください。

資本的収入は 1 億1,790万円で、前年度比較 2 億40万円、63.0%の減でございます。

資本的支出は 2 億4,310万円で、前年度比較 2 億6,440万円、52.1%の減でございます。

収益的支出の減の主なものは、令和 7 年度における水道料金システム導入に係る委託料の減少などによるものでございます。

資本的支出の減の主なものは、第 5 ポンプ場更新に係る工事請負費の減などによるものでございます。

207ページを御覧ください。

議案第24号 令和 8 年度養老町下水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

令和 8 年度下水道会計予算は、収益的収入は 4 億3,890万円で、前年度比較2,170万円、5.2%の増、収益的支出は 3 億7,210万円で、前年度比較1,300万円、3.6%の増でございます。

208ページを御覧ください。

資本的収入は9,520万円で、前年度比較470万円、4.7%の減で、資本的支出は 2 億460万円で、前年度比較380万円、1.9%の増でございます。

収益的支出の増額の主なものは、ストックマネジメント計画業務の委託料の増などによるものでございます。

資本的支出の増額の主なものは、処理場施設修繕に係る工事請負費の増などによるものでございます。

245ページを御覧ください。

議案第25号 令和 8 年度養老町介護保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和 8 年度介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ29億180万円で、前年度比較7,250万円、2.4%の減でございます。

減額の主なものは、給付対象者の減少や地域密着型サービス事業所の減に伴う給付費の減などによるものでございます。

277ページを御覧ください。

議案第26号 令和 8 年度養老町介護サービス事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和 8 年度介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出総額それぞれ2,220万円で、前年度比約150万円、7.2%の増でございます。

増額の主なものは、介護予防支援事業の増によるものでございます。

最後に、291ページを御覧ください。

議案第27号 令和8年度養老町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和8年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出額それぞれ6億430万円で、前年度比較8,750万円、16.9%の増でございます。

増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増などによるものでございます。

以上で、一括上程賜りました議案第17号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第27号 令和8年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 町長の施政方針の中で公共施設の管理ということで、これについては、計画的な公共施設の管理を行い養老町公共施設等の管理計画に基づいて見直しを図るという文言がございましたが、養老町の場合、現在休眠施設が相当あって、特に町民プールにおいては、2年前に総合福祉会館の構想があったのが、あれが御破算になりまして現在宙に浮いておる状態で、その後一切聞いておりませんが、この養老町の公共施設の管理についての考え方をお尋ねいたします。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 松永議員の総括にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり養老町公共施設等総合管理計画に基づいて各課でそれぞれ管理しておりますので、除却であったり、やっぱり改修であったり延命措置であったりいろいろあると思うんですけれども、担当課のほうで十分議論するようには指示しておりますけれども、今御指摘の中でプールというお話がございましたが、プールは行財政改革審議会のほうにも諮問をしまして、やはり民間の利用も検討したらどうかということで、ただ売却、ひょっと売却とかですね、そういった関係にしても、やはりどのぐらいの価値があるかというものを試算しなくてははいけませんので、そういった部分は新年度予算の中で施設がどのぐらいするのかというのは委託を出してしっかりと検討する必要があるかと思いますが、やはり各課のほうでいろいろと検討はしてくれておりますけれども、考え方としてはいろんな考えがあろうかと思いますが、順次もうこれは古くなってきておりますので、各課本当に真剣になって取り組んでおりますので、一つ

一つ丁寧に検討したいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） プール以外にも非常に老朽化した施設があります。これらも、もうはっきり言って再利用はできないような施設がありますので、早く解体して後の対策をしていただくことを要望しておきます。以上です。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 私のほうからも簡単にお聞きしたいと思います。

予算の総額の規模に関してですけれども、私が議員になった十五、六年前の2010年、11年ぐらいの予算規模ですと、予算で90億円ちょっと、決算ベースでも100億円を超えることはなかったと記憶しております。

今回の予算125億円ですね、ここ近年の実績でいくと、決算までには多分130億、140億円近い金額になるのかなと考えております。この予算の規模の増え方ね、財政が逼迫しておる中、まして人口はどんどん減少していく中で予算ばかりが大きくなっていくこの状況をどのように捉えているか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

おっしゃるとおり今回も補正で7年度の補正も出しておりますけれども、かなり年々予算規模は膨れておりますけれども、やはり自主財源の確保というのが一番大事なかなというふうに思っておりますので、予算がだんだん増えていく、増えても、やはりいろんな形で補助金なり交付金なり自主財源を確保することがやっぱり一番大事なかなというふうに思いますし、併せて行政サービスが低下してはいけませんし、扶助的な費用もだんだん増えていっておりますので、その辺のところは行革も進めながら行っていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 予算委員会がありますので、ここでは参考までに少し調べたデータを申し上げておきますと、この15年間の物価上昇率どんなものかなと、ちょっといろんな考え方があるので、どの数字を捉えるかが難しいので複数のAIにいろんな視点から計算させたところ、物価上昇率が15%から18%、米とか卵とかみたいに物すごく倍以上になっているようなものもありますし、携帯の通信料ですとか医療費、あとお酒なんかはそんなに影響を受けていないというようなものもあるので、一概にどれかを捉えて比較するのは難しいんですけど、物価上昇率が15から18%ちょいという中で養老町の予

算規模は30%ぐらい上がっている、倍近く上がっているということをちょっと捉えて今回の予算委員会に臨みたいと思っておりますので、この数字、執行の皆さんも意識していただきたいなと申し述べておきます。以上です。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 私のほうから4点でお尋ねをいたします。

まず1点目は、町長は新年度予算を町民生活の安定と子育て支援に重点を置いた堅実型の予算案となったと述べられています。確かに新年度予算には子育て世帯への現物給付などが予算化されています。少子化を食い止め、子育て支援をする劇的な施策はなく、一部の層だけが結婚・出産がしやすくなっても全体の出生率は上がらないと考えます。

若者の経済基盤の強化、少子化対策の充実、現物給付と現金給付、この3つを軸にライフステージを通して面として地道に子育てを支えていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目は、2014年、国が地方創生の取組を始めてから今年で12年目を迎えます。地方創生は、民間団体の日本創生会議が2014年5月、全国の896市区町村を消滅可能都市として公表したことに端を発します。少子化を食い止め、東京一極集中を是正することを目指すまち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方自治体に移住促進などを盛り込んだ計画づくりを競わせ、毎年100億円超えの交付金を配付しました。まち・ひと・しごと創生からデジタル田園都市へ、そしてデジタル行政改革へと掲げる看板が目まぐるしく変わる地方創生でした。

当町においては新年度事業として地方創生推進委員会を開催し、総合戦略案の作成、進捗状況の評価検証を行うとしていますが、始動12年目、成果は乏しく、迷走した感が否めないのではないのでしょうか。当委員会に交付金の使い道や成果を第三者が検証し、公表することを提案いたしますが、見解をお聞かせください。

3点目は、現在全ての業種で働き方改革が求められていますが、岐阜県が従業員が働きやすい環境で能力を発揮できる働いてもらい方改革の優良事例を公開しています。介護・製造・農業など様々な業種で週1回5時間勤務、1分単位の時給制、DX化による残業削減などの柔軟な働き方を導入し、生産性向上と離職防止を実現するものです。企業や法人の取組であり、公共の福祉の充実をする自治体とは若干は違いますが、考え方としては同じだというふうに私は思っています。養老町の全ての行政職員の皆さんに働いてもらい方改革を進めていただきたいと思いますと思いますが、見解を伺います。

最後に4点目です。

小学校の在り方再編が検討されていますが、知事は、未来を担う子供たちが主体的に学ぶための異年齢集団による教育活動を推進したいと述べられています。異年齢教育に

大変興味があります。義務教育の実施主体は町です。新年度の取組に具体的な県からの指針などが来ていますか、そのことを新年度の教育行政に反映しているのでしょうか、その点をお聞かせください。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の総括に、1点目から3点目までは私のほうから、4点目は、ちょっと教育の関係ですので申し訳ございません、教育長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

1点目の子育て支援についてでございますけれども、少子化の要因や若い世代の経済的不安であったり、若者の将来への安心感の醸成が必要であるというふうに考えております。若者の経済基盤の強化は、非正規雇用の処遇改善や所得の向上の実現、安心して家庭を持てる環境を整えられるよう住宅支援の拡充などにあるというふうに考えております。また、育児と仕事を両立できるよう働き方の抜本的な見直しや育児を前提とした社会インフラの整備も重要でありますけれども、このような構造的な問題は一自治体の努力だけでは大変限界があるというふうに思いますので、国が解決すべき課題でもあらうと考えております。

全国の町村会長も、こういったいつも話題が出ますと、消滅可能性都市、消滅可能性自治体といった話が出ますと全国町村会長も声明を発表するわけでございますけれども、あたかも自治体だけの問題があるのではないかというように言われるのが大変遺憾であるという声明文も出されておるわけでございます。

本町では少子化対策のための子育て支援として、精いっぱい検討を重ねて新年度予算を計上しております。産前産後のケア、出産祝い金の支給、子育て支援サービスの拡充、小学校給食費の無償化、中学校給食費の5割負担まで上げる、高校入学者へのタブレット端末の補助など、ライフステージに沿った大変切れ目のない支援は、地道ではありますが、これらの施策を統合的に運用することで、若者が将来に希望を持ち、安心して子供を産み育てられる社会の実現へとつながるものというふうに考えております。

今子育て中の世代は、当町で子育てしてよかったと思っていただけるように、これから子育てしようと思う世代には、当町で子育てしたいと思っていただけるような施策を実施してまいりたいというふうに考えております。

2点目の地方創生についてでございます。

本町の人口は、国勢調査ベースで平成7年に3万3,694万人をピークに減少に転じております。現在もその傾向は続いております。また、人口の社会増減におきましても2001年以降、社会減の状態が続いていると認識をしております。

しかしながら、2015年の国勢調査を基に社会保障人口問題研究所が推計した本町の2020年（令和2年）の人口は2万6,765人であったのに対しまして、2020年（令和2年）の国勢調査の結果は2万6,882人であり、僅かながら抑制することができております。

加えて、2020年にはマイナス305人であった社会減は令和6年にはマイナス58人まで改善されており、直近5年間の社会増減の回復傾向にあります。これまで10年以上にわたる成果が現れてきておりますので、見直しを行いながら、引き続き地方創生へ向けた取組を実施してまいりたいと考えております。

また、地方創生推進委員会では、これまで地方創生推進交付金やデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業につきましても評価・検証を行っておりまして、新年度に行う事業につきましても見直しだけでございまして、今、ホームページのほうで地方創生推進委員会と探していただいてクリックしていただけますと、各事業の会議録であったり評価検証結果、また資料なんかも掲示してございます。

なお、デジタル田園都市国家構想の活用につきましては、スマートタウン養老プロジェクトにつきましても、別途、養老町地域消費活性化デジタル化推進委員会において評価・検証を実施しているところでございます。これにつきましては、養老P a y のバナーをクリックしていただきますと、いろんな事業とか使い方が書いてございまして、そこに検証結果が掲載してございます。

最後に、3点目の働き方、働いてもらい方改革についての御質問でございます。

岐阜県が推奨します働いてもらい方改革は、従業員の目線で柔軟に雇用方法を整え、多様な労働ニーズやニーズを持つ方々が最も働きやすい働き方を実践し、企業における労働力の確保、生産性の向上を同時に目指すものでございます。

現在、県のホームページでは40社辺り掲載してございますけれども、民間事業者ということで、なかなか行政それぞれの末端の自治体と比較するというのはなかなか参考になりにくい部分が多々あったというふうに思っております。しかしながら、養老町の職員においては、育児を行う職員に対しまして育児時短勤務制度や部分給、育休もそうですし、介護を行う職員に対しましては早出・遅出勤務を導入し、職員の生活状況に合わせて勤務体系が選択できるようになっております。

また、事務の効率化や生産性の向上を目的に、生成A I の導入に要する経費を新年度予算に計上しております。さらに、職員のワーク・ライフ・バランスの改善を図るため、宿日直業務の中で宿直業務ですね、夜間の、これにつきましても新年度で外部委託という形で予算計上をしております。こういった御提案をいただいておりますので、今後せっかくですので窓口業務の受付時間の短縮につきましても検討してまいりたいと考えております。

職員がそれぞれの生活に合わせた働き方を選択し、家庭と仕事を両立、職務においても全力、まさしく施政方針でも言いましたけれども、全員野球で取り組める体制の構築に今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 私からは、4点目の異学年集団による学び合いについて回答さ

せていただきます。

県が進める異学年集団による学び合いの取組については、令和8年2月に岐阜県の令和8年度当初予算の概要の中に示されています。また、この取組に対する財政支援として異学年集団による学び合い支援事業費についての具体的な内容については、県教育長会において説明を受け情報共有されたところでもあります。

異学年集団による学び合いは、子供たちが年齢や立場の違いを超えて関わる中で、協働する力や思いやり、自己有用感を育成することを目的とした取組であります。単に学年を混合するというのではなく、教え合い、支え合いが自然に生まれる学習環境をつくることで社会性や主体性を育てる教育実践であります。

本町におきましては、これまでも縦割り活動などを通じて異学年との関わりを大切にしていまいりました。例えば、登下校に始まり清掃活動やふるさと学習などの総合学習、学校行事、児童会・生徒会活動など、学校での日常生活において上級生が下級生を支える体制を整え、日常的に教え合い、助け合う関係を築いてきたところでもあります。こうした実践は、子供たちの思いやりや責任感、自己有用感の育成に一定の成果を上げてきていると認識しております。

今回の異学年集団による学び合いは、これまで取り組んできた縦割り活動を基盤としながら、その教育的意義をより明確にし、さらに学習活動にも広げていこうとするものであります。本町といたしましても、これまでの縦割り活動の成果を大切にしながら子供たちの社会性や共同性をさらに高めていけるように丁寧に進めていきたいと考えています。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問を準備していましたが、ただいまの答弁でほとんど再質問を聞かなくてもいいような内容でしたが、簡潔に2点だけお尋ねしたいと思います。

物価の高騰が収まらない中、さらに3月から684品目に上る食品値上げの発表がありました。また、財務省は国債や借入金などを合計した国の借金ですね、2025年度末で1,342兆1,720億円と発表しました。過去最大を更新する中、財源を国債発行に依存する構図が続いています。国の物価高騰対策予算の交付で、65歳以上1人1万円や子供1人5,000円などのギフトカードについては、国の予算、借金からもらえるんだと理解していても、単純に現物支給はありがたい、うれしいという声が寄せられます。

物価高騰対策も子育て支援も継続的な政策が必要ではないかと思いますが、継続的という点での町長の確認を求めていると思います。

2点目は、2026年（令和8年度）における新卒・キャリア採用などの職員数をお聞かせください。以上です。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然、私があるときにも、私はマニフェストの中で子育て支援というのは大事だということをどの場でもうたっておりますので、継続してと言われるまでもなく、継続してやるに決まっておりますので御理解をいただきたいと思います。

キャリア採用につきましては、総務部長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） それでは、水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

8年度採用のまず人数ですが、今3次募集をやっております、まだ合格が出ておりませんので、2次募集までの採用の予定人数で報告させていただきます。

一般行政職が2人、司書が1人、保健師が1人、管理栄養士が1人、保育教諭が2人、消防職が2名の予定をしております。

キャリア採用というか、社会人経験枠ということで採用の募集はしましたが、採用には至っていないということでございます。

○議長（早崎百合子君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの日程第20、議案第17号から日程第30、議案第27号までの計11議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの11議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日3月5日から3月17日までの13日間は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月5日から3月17日までの13日間は休会することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君）　これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会２日目は３月18日水曜日午前９時30分より会議を開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間　午後１時39分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 3 月 4 日

議 長 早 崎 百 合 子

議 員 西 脇 康

議 員 岩 永 義 仁

